

東京電機大学 同窓会
在学会員
丹羽賞規則

(目的)

第1条 この規則は、東京電機大学名誉総長・故丹羽保次郎博士の偉業を記念して、優秀な課外活動成果を収めた学生及び団体を表彰することにより、一層の課外教育の充実を助けることを目的とする。

(資金及び運営)

第2条 本資金は、下記寄付金及び拠出金を以って運営する。

- (1) 丹羽基金（故丹羽保次郎博士からの寄付金）
- (2) 東京電機大学 同窓会（以下同窓会という）からの拠出金
- (3) その他の寄付金

(表彰)

第3条 表彰は毎年1回とし、表彰状及び賞金を授与する。

(表彰の対象)

第4条 表彰の対象者は、過去1年間に於いて優秀な課外活動を行った学生及び団体とする。

(運営委員の選任)

第5条 この規則の目的を円滑に運用するため、会長は同窓会幹事の中から運営委員を選任する。

(運営委員の役割)

第6条 運営委員は、東京電機大学が集約した学生及び団体の課外活動の成果を公平に評価する。

- 2 運営委員は、評価した受賞候補者の結果を、同窓会幹事会に提出する。

(受賞者の決定)

第7条 受賞者は、運営委員から提出された結果を同窓会幹事会にて審議し、決定する。

(改 廃)

第8条 この規則の改廃は、幹事会にて定める。

附 則

この規則は、昭和50年11月5日より施行する。

平成19年10月25日、昭和50年11月5日より施行した丹羽基金運営委員会規則を廃止し、本規則に集約する。

平成26年5月21日 一部改正

平成26年7月23日 規則名改正